解散公告

当社は、令和八年十一月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

長崎県西彼杵郡長与町高田郷一五一番地一九

有限会社リサーチ長崎

清算人　辻　和幸

解散公告

当社は、令和八年十月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

沖縄県沖縄市松本三丁目八番一〇号

有限会社沖縄立建

清算人　川平　洋子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により令和八年九月三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都新宿区四谷三丁目一二番地株式会社UG都市建築内

恵比寿フラワーホームマンション再生組合

代表清算人　石井　謙次

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年九月二十九日東京都知事認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都港区芝浦三丁目九番一号

東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

代表清算人　漆原　諄佶

解散公告（第一回）

当組合は渋谷区長より令和八年十月二十七日に解散の認可を受けたので、当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市清田区平岡六条四丁目一四番一号

医療法人M&Co.

清算人　水本　昇克

解散公告（第一回）

当社は、平成十七年五月三十一日に解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都大田区大森南一丁目二二番一一号

有限会社福島製作所

清算人　佐藤　一雄

解散公告（第一回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

横浜市金沢区福浦二丁目一五番地二号

京急文庫タクシー労働組合

清算人　小松　新一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月二十七日総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

高知県高岡郡佐川町乙二〇六二番地一

黒住教佐川教会所

清算人　中川　幸男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により令和八年九月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

長崎県平戸市田平町里免一三六番地一

医療法人いなほ

代表清算人　稲澤　浩晃

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月二日札幌地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）

宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年十月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビルヂング四階

税理士法人丸の内ソレイユ

清算人　中里妃沙子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年九月七日開催の大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島市南区宇品海岸三丁目六番四〇号

広島競輪労働組合

清算人　堀内　宏美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年九月十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十一日

広島市南区皆実町四丁目八番八号

医療法人住谷内科・消化器内科・リハビリテーション科

清算人　住谷　彰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地、最後の住所北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地一

被相続人　亡　岩館　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

札幌市南区（札幌郡豊平町字豊瀧一一七三番地）

宗教法人信行教會

清算人　弁護士　小倉　泰彦

連絡先　札幌市中央区南一条西一〇丁目四番地一六七　南一条法務税務センター九階　中島・野口法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地、最後の住所北海道上磯郡木古内町字札苅三一番地一

被相続人　亡　岩館　義勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町字藤城二五八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　藤田　収生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北斗市文月八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　髙田　勝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

事務所北海道函館市宮前町六番二二号

相続財産清算人　弁護士　米塚　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市真柴字中田一一五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高橋　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十一日

岩手県一関市大町六番七号三浦第一ビル一〇二号室　吉田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　吉田　俊晴